

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和5年9月11日	石田運送株式会社(法人番号3230001009675) 代表者石田恒	富山県射水市流通センター青井谷1丁目7番地2	本社営業所	富山県射水市流通センター青井谷1丁目7番地2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項、同条第4項	令和5年2月24日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1～2項)(3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	2	2
一般貨物	令和5年9月12日	豊商運輸株式会社(法人番号5230001004798)代表者島田誠	富山県中新川郡上市町放士ヶ瀬新45番地1	本社営業所	富山県中新川郡上市町放士ヶ瀬新45番地1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、同条第4項、第24条	令和5年2月3日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(6)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)(7)運行指示書の記載不備(安全規則第9条の3第1項～第2項)(8)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(9)運転者に対する指導監督の記録記載不備(安全規則第10条第1項)(10)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反(法第24条)	4	4
一般貨物	令和5年9月14日	有限会社見附輸送(法人番号5110002032026)代表者酒井昭美	新潟県見附市今町6丁目2039番地1	本社営業所	新潟県見附市今町6丁目2039番地1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、同条第4項、第60条第1項	令和4年8月5日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)(3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(5)運行指示書の記載不備(安全規則第9条の3第1項)(6)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項～第2項)(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(9)報告義務違反(法第60条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。